

問題社員

「経営者」「上司」「先輩」必読!

「ゆとり世代」若手社員に関するトラブル対処法

丸尾拓養

[1章]「ゆとり世代」と近時の人事労務トラブル

[2章]事例別 近時の労務トラブルとその対応法

[3章]「最近の若い者は……」論に関する一考察

消費税

"誤りやすい"10事例で学ぶ「消費税」の実務

税理士 落合孝裕

職場環境

空気清浄機の設置だけで問題ないか

「喫煙対策」など職場環境の整備・改善Q&A

みずほ総合研究所相談部 主任コンサルタント 増山降司

"誤りやすい"10事例で学ぶ「消費税」の実務

10理士 落合孝裕

消費税の取り扱いは、経費における課税、非課税の区分、課税売上割合が95%未満となった 場合の取り扱い、免税事業者の取り扱いなど複雑で誤りやすい点が多いため、税務調査の際 に処理について修正を求められる企業も少なくない。今回は、誤りやすい具体的事例を挙げ ながら、消費税の実務対応について解説する。

1. 「消費税」の概要

消費税の納税額は、売り上げについて預 かった消費税を合計したものから、仕入れ、 経費について支払った消費税を合計したもの を差し引いて計算する。そして、決算期末か ら2カ月以内に申告、納税する。

消費税は税金を負担する消費者と納税する 事業者が異なるため、「間接税」という。一方、 法人税、所得税などは、いずれも負担する者 と納税する者が同じため「直接税」という。

日本では、税収のうち直接税の割合が平成 19年度で72%。イギリス60%、フランス 53%、ドイツ52%などと比べて高い。

平成22年度予算において、以下の通り国 の税収は厳しいものとなっている。

 税収 37兆4,000億円 歳出 92兆3,000億円 差引不足額 54兆9,000億円

歳出に対する税収の割合は、わずか4割の 水準にすぎない。日本の消費税の税率は、先 進国と比べると低いため、今後引き上げが予 想されている。現状での消費税率5%のうち、 4%が消費税で国税、残り1%が地方消費税 で地方税であり、消費税の税率1%当たりの

税収は、約2兆4.000億円となっている。

今後、仮に税率が5%引き上げられて10% になり、うち4%が国税なら、国の税収は約 9兆6.000億円増えることになる。

消費税の取り扱いが複雑なため、会社に税 務調査が入った場合、調査官から消費税の処 理について修正を求められることが多い。

仮に今後、消費税の税率が引き上げられた ら、修正になった場合の修正税額も増えるこ とになるので、基本的な取り扱いについては、 誤りがないようにしておく必要がある。

2. 誤りやすい具体的事例

● 1 ビール券の取り扱い

贈答用のビール券を購入して得意先に配る ことがある。交際費として経理処理してい るが、仕入税額控除の対象とすることはで きるか。

ビール券を購入した場合、金銭と同等物の ため消費税は非課税となり、仕入税額控除の 対象とはならない。また、購入したビール券 をすべて配っていれば交際費として全額が経 費になるが、決算期末に残っている分は、棚 卸しをして在庫として計上することが必要と なる。

一方で、ビール券の代わりに、ビールその ものを贈答品とした場合は課税仕入れとな り、仕入税額控除の対象となる。

反対に、ピール券をもらった側は、非課税 売上として計上し、ピールを購入したときに 課税仕入れとして処理することになる。実際 には、もらった側の会社は、経理処理をまっ たくしておらず、簿外となっているケースが 多いようだ。そこで、帳簿に計上して適正な 会計処理を行うことにより、消費税の納税は 少なくなる。

なお、切手のように、購入した会社が自ら 使用することが明らかなものについては、継 続処理を条件に、購入した時点で仕入税額控 除をすることができる。

QZ

所有権移転外ファイナンス・リ ースの取り扱い

営業車の購入に際して、リース会社とリース契約を結ぶことになった。リース料の総額にかかる消費税について、一括して仕入税額控除をすることは可能か。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に ついては、平成20年4月1日以後の契約分 から、法人税法の取り扱いが改正された。そ れまでの「賃貸借処理」から「売買処理」(資 産の購入として処理)となった。

なお、中小企業については、売買取引とせずに、これまで通り賃貸借処理(毎月のリース料として処理)を行っても構わない。

ファイナンス・リースとは、以下のものを指す。

リース期間中の解約が禁止または不能(中 途解約禁止) 実質的に自己の所有物と同等の経済的利益 を受け、コストを実質的に全額負担(フル ペイアウト)するもの

そのうち「所有権移転外リース」とは、リース期間終了時にリース資産の所有権が、賃借人に無償で移転するなど以外のものをいう。 法人税法の改正によって「売買処理」になったことに伴い、消費税の取り扱いは、原則として課税仕入れを行った日の属する期において、そのリース料の総額にかかる消費税を、一括して仕入税額控除をすることになった。

これは、賃貸借処理を行う場合も同様である。例えば、リース料総額が5年間で300万円の場合、消費税総額は15万円になるが、この15万円について、リース契約を結んだ期に、一括で控除することになる。

ただし、これまで通り毎月のリース料を支払うたびに仕入税額控除を行っても構わない。だが、一括控除の方が先に消費税を控除できるため、はるかに節税となる。

一括控除とした場合、その後の毎月のリース料の支払時に、課税取引と誤って処理しないように留意が必要である。課税対象外(= 不課税)として処理する必要がある。

●島 会費、組合費の取り扱い

会費、組合費について、消費税が課税になるのはどのような場合か。

会費、組合費においては、原則として消費 税の取り扱いは、課税対象外(=不課税)と なり、仕入税額控除を行うことはできない。

会費、組合費を受領する側も、原則として 消費税の納税義務はない。ただし、会費、組 合費が、実質的に以下と認められるときは、 その会費などは資産の譲渡などに該当し、仕 入税額控除をすることができる。

- ①出版物の購読料
- ②映画、演劇などの入場料
- ③研修の受講料
- 4施設の利用料
- ⑤情報の提供料 など

上記に該当すれば、請求書などに消費税額 の記載があるはずなので、実務的には、請求 書などで判断することになる。なお、請求書 などで不明な場合は、直接相手先に確認する のがよいだろう。

○4 駐車場付きマンションの取り扱い

駐車場付きマンションの賃貸事業を始める ことになった。駐車場部分の消費税の取り 扱いはどのようになるのか。

駐車場の貸し付けは、アスファルト舗装な ど施設の貸し付けとなるため、原則、消費税 の課税取引となる。一方で、土地そのものを 貸し付けるような場合は、非課税取引である。

不動産賃貸業を行っている場合、課税売上 高と非課税売上高の区分は、以下のように なっている。

〈課税売上高〉

事業用建物(事務所、倉庫など)の賃貸、 駐車場の賃貸

〈非課税売上高〉

居住用建物(アパート、マンション、一戸 建て) の賃貸、土地の賃貸

駐車場施設の貸し付けであっても、次のよ うな場合は非課税となる。

- ①一戸建てで駐車場付きの賃貸
- ②アパート、マンションの賃貸で、1戸当た り1台以上の駐車スペースが確保されてお り、かつ自動車の保有の有無にかかわらず 割り当てられており、駐車場代を別に受領 していない場合

このような場合は、駐車場部分について、 賃借人から消費税を預かることはできないた め、注意が必要だ。

ところで、不動産賃貸業を営んでおり、居 住用物件の賃貸が主な場合は、課税売上高が 1.000万円以下であることが多い。この場合 は、消費税の納税義務がない「免税事業者」 となる。課税売上高が現状で1.000万円以下 の場合で、駐車場付きのアパートなどの賃貸 が新たに加わるときは、上記②に当てはまる 形で賃貸を行うことができれば、今後も消費 税の納税義務は発生しない。一考に値するだ ろう。

●5 輸出取引の取り扱い

新たに輸出取引を始めたが、消費税の取り 扱いはどのようにすればよいか。

消費税は、国内における取引が課税の対象 のため、輸出取引については、消費税は課さ れない。

仮に輸出売上高が100万円とすると、これ には消費税は課されないため、売上先より 100万円が入金になるだけである。

売り上げにかかる消費税が課されない点で は、居住用の家賃収入などの非課税売上と同 様である。ただし、非課税売上との大きな違 いは、仕入税額控除ができる点である。

例えば、売上高のすべてが輸出取引の場合、 課税仕入れにかかる消費税の全額を仕入税額 控除することができ、消費税の還付を受ける ことができる。

つまり、輸出売上高は、いわば「税率ゼロ の課税取引」の取り扱いとなるため、「免税 事業者」や「簡易課税」(21ページ下部参照)の 適用の可否の判定をする際、課税売上高に含 めて計算することになる。

■輸出売上高の事例

(単位:万円)

項目	金額	消費稅
輸出売上高	10,000	0
仕入高(国内)	-7,000	-350
人件費	-1,500	0
旅費交通費	-500	-25
事務所家賃	-600	-30
その他(課税)	-300	-15
差引	100	-420

→ 420 万円の消費税が還付となる

基準期間(2期前)の売上高が以下の場合 で考えてみる。

国内界	上高	4,000 万円
輸出引	上高	6,000 万円
合	āt	1 億円

簡易課税の適用は、基準期間の課税売上高 が5,000万円以下であることが条件である。 そのため、上記ケースにおいて対象になる売 上高は、国内売上高の4.000万円ではなく、

輸出売上高を加えた1億円で判定する。この ケースでは、簡易課税の適用ができないので 注意が必要である。

○.6 雇用と請負の区分

ウェブデザイン業を行っているが、社員の 1人が会社を退職し、フリー (個人事業) で仕事をすることになった。当面、当社が 外注する仕事を中心にするが、請負として、 消費税の仕入税額控除を行って問題はないか。

外注先に払ったものが、「請負」によるも のであれば、「外注費」で課税仕入れとなり、 仕入税額控除ができる。一方で、「雇用」契 約に基づくものであれば、「給料」で課税仕 入れとならずに、仕入税額控除はできない。

「外注費」や「給料」は、金額が大きくな ることが多く、仕入税額控除ができるかどう かは、納税額に大きな影響を及ぼす。会社が 「外注費」扱いとした経費が、税務調査で「給 料」と指摘され、修正申告書の提出となると、

簡易課税制度の概要●

1. 納税額の計算方法

(課税売上高×5%)-(課税売上高×5%× みなし仕入率)

2. みなし仕入率

第一種事業(卸売業)

90%

第二種事業(小売業)

80%

第三種事業(製造業等)

70%

第四種事業(その他の事業) 60%

第五種事業(サービス業等) 50%

※2種類以上の事業を営む会社で、1種類 の事業の課税売上高が全体の 75%以上を 占める場合には、その事業のみなし仕入 率を全体の課税売上高に対して適用する ことができる。

3. 適用の条件

(1) 基準期間の課税売上高

5,000 万円以下であること。

(2) 届出書の提出

適用しようとする期が始まる前日まで に、所轄の税務署に、「消費税簡易課 税制度選択届出書」の提出が必要。そ の後は2年間、簡易課税を続けて適用 する必要がある。

4. その他

(1)消費税の還付

「免税事業者」と同様に、消費税の選 付を受けることはできない。

(2) 簡易課税の取りやめ

取りやめようとする期が始まる前日ま でに、所轄の税務署に「消費税簡易課 税制度選択不適用届出書」の提出が 必要。

修正税額は多額となってしまう。

勘定科目が、外注費か給料かの形式だけで なく、あくまでも実体で判定される。

請負か雇用かの判定は、まず、雇用契約で あるかどうかでなされるが、区分が明らかで ない場合は、下図のような点を総合勘案して 判定することになる。

● 7 免税事業者の取り扱い

新規事業を行うに当たり、会社を設立する ことになった。消費税の申告、納税におけ る注意点が知りたい。

消費税については、「基準期間」の課税売 上高が1,000万円超の場合に納税義務が発生 する。基準期間とは、会社の場合は2期前を いう。従って、2期前の課税売上高が1,000 万円以下であれば、たとえ当期の課税売上高 が1億円でも10億円でも、消費税の納税義 務は発生しない。

消費税の納税義務がない事業者を「免税事 業者」といい、納税義務がある事業者を「課 税事業者」という。会社の場合、設立第1期 と第2期は、「2期前」が存在せず基準期間 がないため、原則として免税事業者となる。

ただし、資本金が1.000万円以上の会社は、 第1期、第2期が課税事業者となる特別の取 り扱いとなっている。

まとめると、以下の通り。

〈資本金が1,000万円未満の会社〉 第1期および第2期は、「免税事業者」 〈資本金が1,000万円以上の会社〉 第1期および第2期は、「課税事業者」

従って、これから会社を設立するのなら、 資本金を1,000万円未満とすれば、第1期お よび第2期が免税事業者となるため、はるか に節税になる。

当社は資本金 500 万円の新設会社だが、設 立第1期に1,500万円の設備投資をする予 定である。不足資金は銀行より長期借入を 行う。この場合、消費税の還付を受けるこ とは可能か。

売り上げにかかる消費税より、仕入れや経 費にかかる消費税が多い場合は、消費税は還

■「請負」と「雇用」の判定の仕方

- ①契約内容は、他人の代替が可能なものか?
- 代替が可能であれば請負
- ②仕事の遂行に当たり、会社の指揮監督を 受けるか?
- 受けないならば請負
- ③引き渡しがされない仕事が、不可抗力に よって滅失した場合であっても、請負側 が報酬などの請求ができるか?
 - 請求ができないのであれば請負
- ④材料や用具などの供与を受けているか?
- 供与を受けておらず、その個人が持ち 込んでいるのであれば請負

付される。

ただし、「免税事業者」の場合は、消費税の納税義務がない代わりに、還付を受けることもできない。資本金が1,000万円未満の会社は、設立第1期、第2期は免税事業者となるため、消費税の還付を受けることはできないのである。

免税事業者が消費税の還付を受けるためには、「消費税課税事業者選択届出書」を所轄の税務署に提出することが必要になる。提出の期限は、その期が始まる前日までとなっている。従って、翌期に消費税の還付が予想されるのであれば、その前期末までに届出書を提出する必要がある。ただし、設立第1期に限り、第1期の期末までに提出すればよい。

届出書を提出した場合は、その後、たとえ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下に なっても、必ず納税義務が発生することに注 意が必要である。この届出書を提出した場合、 少なくとも2期間は、課税事業者の適用を継 続しなければならない。

その後、取りやめたい場合は、その期が始まる前日までに、所轄の税務署に「消費税課税事業者選択不適用届出書」を提出する必要がある。

Q9

課税売上割合が 95%未満となっ た場合の取り扱い

当社は小売業で年間売上高は約9億円だが、 不動産賃貸業を新たに兼業することにした。 居住用の賃貸収入が1億円見込まれ、合計 10億円で、課税売上割合が95%未満となる予定である。この場合の消費税の計算は どのようにしたらよいか。

課税売上割合が95%以上の場合は、課税仕入れにかかる消費税について、その全額が仕入税額控除の対象になる。

例えば、売上高がすべて課税売上高で9億円、仕入れ、経費のうち課税仕入れに該当するものが6億円とすると、消費税の納税額は次のように計算する。

仮受消費税	4,500 万円 (9億円×5%)
仮払消費税	3,000 万円(6億円×5%)
差引納税額	1,500 万円

一方で、課税売上割合が95%未満の場合は、 課税仕入れにかかる消費税について、その全 額を仕入税額控除とすることができないの で、注意が必要である。

その場合の計算方法は2つある。

①一括比例配分方式

以下のケースで考えてみる。

課税売上高 9億円 非課税売上高 1億円 合 計 10億円 (=課税売上割合 90%)

仕入れ、経費のうち課税仕入れに該当する ものが、同様に6億円とする。

消費税の納税額は、次のように計算する。

仮受消費税

4,500 万円

仮払消費税のうち仕入税額控除の対象額

3,000 万円×90%(課税売上割合)

=2,700 万円

差引納税額

1,800 万円

2個別対応方式

上記と同様の前提で考えてみる。 課税仕入れの対象となる経費について、3 つに分けると以下になるとする。 ①課税売上高にのみ対応するもの

2,700 万円

②①以外の売上高にのみ対応するもの

100万円

③①と②の両方に共通して対応するもの 200万円

→ 課税売上割合で按分

消費税の納税額は、次のように計算する。

仮受消費税

4.500 万円

仮払消費税のうち仕入税額控除の対象額

2,700 万円+{200 万円 ×90% (課税売 上割合)}=2,880万円

差引納税額

1,620 万円

計算の手間は「個別対応方式」の方がはる かにかかるが、一般的には、「個別対応方法」 の方が「一括比例配分方式」よりも、納税額 は少なくなることが多い。

また、一度「一括比例配分方式」を適用し た場合は、2年間以上継続した後でなければ、 「個別対応方式」に変更することができない ため、留意が必要である。

0.10 総額表示

消費税の総額表示の取り扱いについては、 どこまで厳格に運用すべきか。

消費税の総額表示(税込価格表示)とは、 消費税の課税事業者が、取引の相手先である 消費者に対して消費税が課される取引を行う 場合において、あらかじめその取引価格を「税 込価格」で表示することをいう(下図)。

いまだに税抜価格で表示して、レジで消費 税相当を追加で徴収する商店が見受けられる が、これは総額表示違反となる。

また、総額表示は、不特定かつ多数の者に 対する(一般的には消費者との取引における) 値札や広告などにおいて、あらかじめ価格を 表示する場合が対象となる。従って、会社間 取引における価格表示は、総額表示の対象と はならない。会社間の取引であれば、例えば 見積書に税抜きで金額を記載し、欄外に「別 途消費税がかかります」など表示するだけで も問題ないことになる。

■総額表示の例

